

商品概要説明書

新潟うんめえがん定期貯金（大口）（愛称：キラキラ）

（大口定期貯金）

（令和7年5月23日現在）

商 品 名	・新潟うんめえがん定期貯金（大口）（愛称：キラキラ）
ご利用いただける方	・個人の方で、以下のいずれかに該当される方（新規にお申込みを含む） ① J Aカードを契約されている方（申込者含む） ② 当組合でJ Aネットバンクを契約されている方（申込者含む） ③ 当組合にJ Aに給与振込口座を指定されている方 ④ 当組合に年金振込口座を指定されている方（指定手続き中を含む） ⑤ 当組合に年金振込口座の指定を予約された方（満50歳以上） ⑥ 当組合の組合員または組合員家族 ※年金は国民年金・厚生年金・農業者年金・各種共済組合年金・企業年金・恩給・船員保険年金等の年金を対象とし、個人年金は対象外といたします。
期 間	・定型方式1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。 ※自動継続後は、「大口定期貯金」としてお預かりします。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額	・一括預入 ・お一人様につき1,000万円 ※上限金額以上お預け入れいただいてもクーポン券は発行されません。 ※新規のお預け入れに限ります。令和6年度「J A新潟市農業応援定期貯金（キラキラ）」を含む他の定期貯金商品からの預け替えはできません。
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の大口定期貯金1年ものの店頭表示金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の大口定期貯金1年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合はJ Aバンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30%

	B 約定利率－<u>(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)</u> 預入日数 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。				
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。				
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話：025-270-2260)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話：025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」				
その他参考となる 事項	(特典について) ・キラキラマーケットJA新潟市直売所および新潟漁協直営お食事処地魚工房でご利用いただけるクーポン券を、本定期貯金ご契約額 50 万円ごとに 500 円分進呈します。 <table border="1"><thead><tr><th>預入金額</th><th>進呈するクーポン券金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,000 万円</td><td>10,000 円 (500 円×20 枚)</td></tr></tbody></table> (クーポン券のお渡し方法について) ・貯金契約時に窓口にてお渡しします。 (クーポン券の使用方法) ・クーポン券をお使いいただける店舗は、キラキラマーケットJA新潟市直売所および新潟漁協直営お食事処地魚工房の2店舗のみとなります。 ・つり銭はお返しできませんので額面金額以上でお買い上げください。 ・利用期限は令和7年11月末日までとし、それ以降はご使用いただけません。 なお、営業日や営業時間は、各店舗へ直接お問い合わせください。 (中途解約について) ・この定期貯金は原則として満期日前に中途解約することはできません。満期日前に中途解約するときは、クーポン券またはクーポン券相当額をご返却いただきます。 (その他) ・取扱期間は令和7年5月23日(金)から9月30日(火)とします。 ・なお、取扱期間内であっても募集金額 20 億円に達した翌々営業日をもって、販売を終了させていただきます。 ・自動継続後は大口定期貯金として自動継続し、特典は付与されません。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	預入金額	進呈するクーポン券金額	1,000 万円	10,000 円 (500 円×20 枚)
預入金額	進呈するクーポン券金額				
1,000 万円	10,000 円 (500 円×20 枚)				

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA新潟市